

札幌市立栄西小学校 いじめ防止基本方針

【再改訂版】 2023.4.28

はじめに

—被害経験でも、加害経験でも、小学4年生から中学3年生までの6年間で、9割程度の児童生徒が「仲間外れ、無視、陰口」など「いじめ」に巻き込まれています—

(国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2013-2015」)

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識を再確認し、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、従前策定した「栄西小学校いじめ防止基本方針」を再改訂しました。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の**人権感覚**を高めます。⇒cf)『**人間尊重の教育**』の推進
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童、塾やスポーツ少年団等、当該児童が関わっている他校の仲間や集団との何らかの人間関係を指す

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する

いじめについての**基本的理解**として、平成29年3月に出された「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂および「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を踏まえて、改めて確認します。

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要
- いじめには多様な態様があり、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める
- けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う
- いじめに当たると判断した場合でも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らず、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能
(但し、法が定義するいじめには該当するため、いじめ対策組織での情報共有は必要)

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、何より児童を「守り通す」という立場に立って事実関係を確かめ、毅然として対応に当たります。

具体的な「いじめ」の態様には、次のようなものとされています。

# 冷やかしやらかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	…脅迫、名誉棄損、侮辱
# 仲間外れや集団により無視をされる（LINEのグループメンバー外し等も）	
# 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	…暴行
# ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	…暴行、傷害
# 金品をたかられる	…恐喝
# 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	…窃盗、器物損壊
# 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	…強要、強制わいせつ
# PCや通信ゲーム機、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	…名誉棄損、侮辱

※注) 抵触する可能性のある刑罰法規

上記の態様は、いじめがあった場合に問題とされるものの幾つかの例です。“煽り・いじり”といった行為もそうですが、「いじめ」を判断する場合には、法の『定義』に基づいて、行為の様相（何が行われたか）から傷付きの度合いを見るのではなく、『子どもの傷付きから行為を見る』という「いじめられている児童の主観を重視した」視点に立つことが重要です。

「いじめ」の認知に関しては、過去において「自分よりも弱い者に対して」「一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」といった要素が含まれていましたが、法律上の定義にこれらはありません。また、初期段階のいじめを子どもたちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし、些細なことを発端として、重大な事案に至ることがあるのも現実であり、学校が“組織”として「いじめ」を把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが求められます。

「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」等、すべての立場の児童を対象とした指導を重ねる中で、「いじめ」を生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していきます。

2. いじめを未然に防止するために

いじめ問題への取組に当たっては、学校全体として組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」である未然防止の取組は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員がその重要性を認識し、日々の実践に努めることが求められます。

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
(自尊感情や自己有用感を育む“居場所”と“絆”づくり「進んでかかわり、自分を創る」)

- ・「分かる・できる・楽しい」授業を行い、仲間と学ぶよさを感じながら、児童に基礎・基本となる学力の定着を図るとともに、学習に対する意欲や達成感、成就感を育む。
(主体的に参加できる、活躍場面がある、友達と学び合える、学習規律が身に付く「学び」)
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、『命の大切さ』を「特別の教科道徳」や**学級活動・児童会活動・学校行事、体験活動等**を通して育む。
(他者との関わりを通して、人と関わる大切さ、人の役に立つ・認められる喜びを味わう)
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。**(教育活動全体を通して「道徳教育」や「人権教育」の充実を図る)**
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に**「知らせることは決して悪いことではなく必要なことである」**ことも併せて指導する。**(人権侵害、深い傷跡、刑事罰対象の可能性、不法行為、損害賠償等)**

<教職員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。**⇒cf) 帰属意識を養う「学年・学級経営」の充実、組織的な特別支援教育**
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
⇒cf) 「学ぶ力」育成プログラム、「小中一貫」の視点をもった「学び」
- ・思いやりの心や『命の大切さ』を育む「特別の教科道徳」や**学級活動等**の充実を図る。
⇒cf) 「豊かな心」育成プログラム、「自治的な活動」の推進 (PLUSのまほう)
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢をすべての教職員が持っていることをさまざまな活動を通して児童に示す。**⇒cf) 3つの「あ」模範教示、「学びの支援」の充実**
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- ・すべての教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・6月に「学校独自のアンケート調査」を、11月に「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解を深め、実践力を高める。
- ・学校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ **子の教育に第一義的責任を有する保護者**に、児童がいじめを行うことの無いよう指導すること、児童が発するサインに気付いたら学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い解決に向けて対応していきませんが、決して担任一人で抱え込むことなく、学年及び学校全体として組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立てて、継続的に見守る必要があります。

<早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- ・ 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、安心感をもたせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、**いじめ対策委員会**を通して校内で情報を共有するようにする。

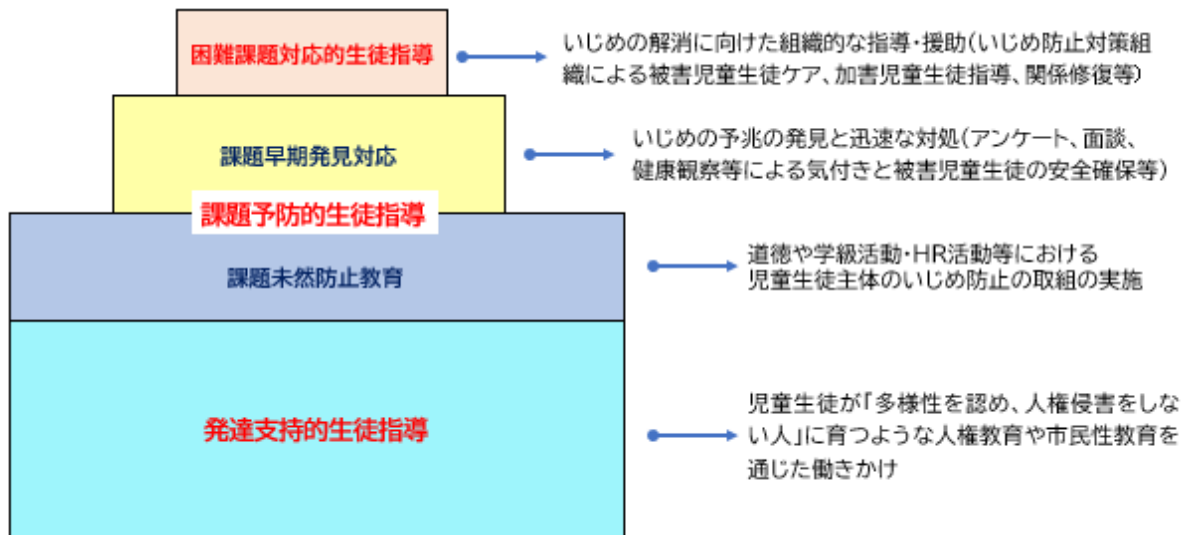
<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・ 教職員が気付いた、或いは児童や保護者から相談や訴えがあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、何よりも、いじめることをすぐに止めさせる。
- ・ いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・ いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

《参考》改定『生徒指導提要』第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導 第4章 いじめ
いじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的な認知は進んでいるが、いじめを
背景とする自殺等の深刻な事案が後を絶たない。今後、次の段階として、

- ① 学校のいじめ防止基本方針の具体的展開に向けた見直しと共有、
- ② 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、
- ③ 発達支持的・課題予防的生徒指導への転換、
- ④ いじめを生まない環境づくりや、児童がいじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけ
が必要である。

《2軸3類型4層構造による支援》



《いじめ防止につながる発達支持的生徒指導》

- いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開。
- 児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つことを意識する必要。
- いじめ防止の観点から発達段階に応じた法教育を通じ、市民性を育む教育を実施。
- 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが大切。
安全で安心な学校づくりにおいては以下の点に留意。
- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
- 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- 「どうせ自分なんで」と思わない自己信頼感を育む
- 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

《いじめの未然防止教育》

- 頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働きかけが必要。
- 児童生徒自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れることも重要。
- いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることがポイント。
- 担任がいじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- 法や自校のいじめ防止基本方針について学ぶこと、法律の専門家と連携して法律の意味や役割について学び社会のルールを守る姿勢を身に付けることも重要。

4. 校内体制について

<いじめ対策委員会…「定例会」と「いつでも」>

- 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、生徒指導担当、養護教諭、学びの支援担当、関係教職員ほか、スクールカウンセラー、外部関係者等
 - 「いじめ防止基本方針」の策定、検討、実施、評価(PDCA)
 - 「いじめ防止プログラム」及び「年間計画」等の策定、検討
 - 「学校独自のアンケート調査」(6月)、「悩みやいじめに関するアンケート調査」(11月)の実施、結果の集計、考察等
 - いじめ問題に関する教職員や保護者、地域への啓発、研修等の実施
 - いじめ相談やいじめ事案が発生した場合の対応
 - ・ 事実を確認し、事実に関する対応（被害および加害児童、周囲の子、保護者への対応や関係機関との連携等）の検討、実施
 - ・ 再発防止に向けた取組の検討、方針の見直し等
- ※日常的な児童間のトラブルに関する“集約担当”は教頭、生徒指導担当とし、迅速で適切な判断、初期対応が行えるようにする

<児童に関わる情報(いじめ・発達等)の共有…「毎週(金)の集会で」>

- 全教職員が参加し、児童の「困り」の状況理解と「対応」の共有を図る
- 児童に関わる情報共有の場（各学年・学級からの情報提供と交流）として
- 学級や児童の様子からいじめを未然に防止するヒントや具体策を共有する
- 学校全体での組織的・総合的ないじめ対策の取組の実際について情報を共有する
 - ・ 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者への対応状況等について
 - ・ いじめの相談があった場合は、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行い、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

学校だけで解決が困難な事案に関しては、関係諸機関との連携が不可欠となります。管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換といった「顔の見える連携」を重ねていくことが大切になります。

- いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く

《重大事態とは》

- ① 児童の生命、心身又は財産に**重大な被害が生じた**疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合、
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合、
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が**相当の期間**(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ また、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に該当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある

《参考》いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

- 必要に応じて、札幌市教育委員会や警察署、法務局、児童相談所、医療機関等の関係諸機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応に当たる
- 地域全体で「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います
- 学校関係者評価委員会では、学校での発生件数や対応、予防策等について必ず伝え、地域や保護者から意見をうかがう機会の一つとする

《参考》いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事案の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

《「明確にする」事項の例》

- ・いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか

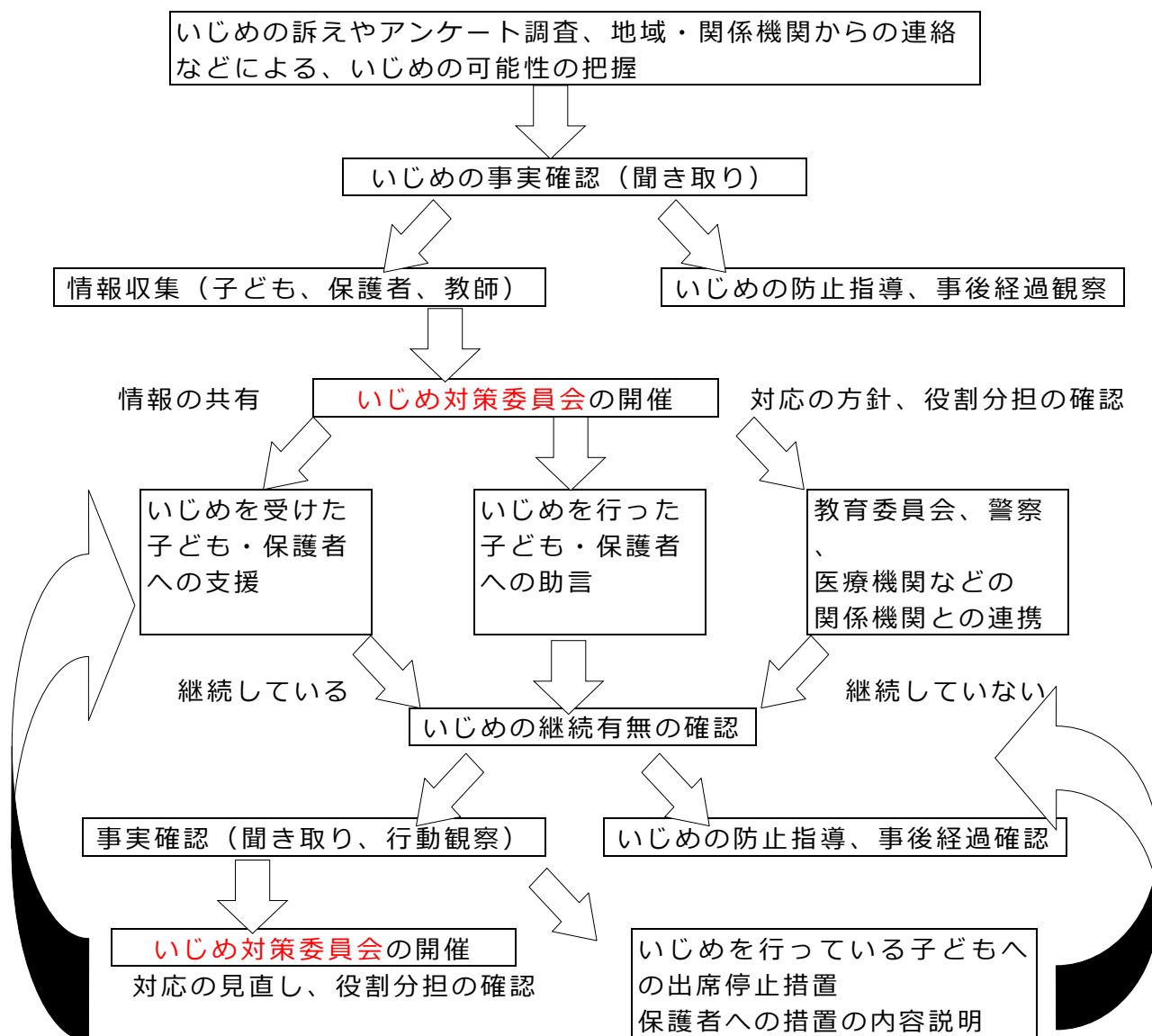
※調査においては事実関係を可能な限り明確にし、当該事態と同様の事態の発生の防止を図る。

(民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない)

※調査の方法としては、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

※いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で着手する。

【フローチャート】



《参考》「いじめの解消とは」

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものを含む）が編んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。但し、この期間は、いじめの重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

児童が“真にいじめの問題を乗り越えた状態”とは、被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。